

牧 総 第 255 号
令和 2 年 3 月 31 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 太田 佳晴 様

牧之原市長 杉本 基久雄



令和元年度 定期監査（後期）に関する報告及び意見について

令和 2 年 2 月 13 日付け牧監第 98 号により通知のあった令和元年度 定期監査（後期）に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

担当 総務部総務課
2332～2335



令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

建設課

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 道路建設工事は、着手から完成までの予算を効率的効果的に使うため、事前に地元や地権者とよく協議をし、確実な同意を得たうえで着手されたい。</p> <p>② 災害復旧事業に関する随意契約で発注する委託について、得意分野がある中でも、なるべく市内業者に発注するよう調整されたい。</p> <p>③ 近年想定外の豪雨に見舞われ、浸水、冠水等の災害が起きている。現在、L2津波対策事業に向け取り組んでいるが、今後は豪雨災害対策も大事になってくる。ハード面の河川整備対策を実施していただくだけではなく、関係課と連携し危険箇所を確認しソフト面から逃げる対策を検討し市民に周知されたい。</p> <p>また、市民が安心安全に暮らすことができるよう、きめ細かく市民の声を聞き、道路、河川、土砂崩れ等の危険性のある箇所にしっかり目を向け、利便・安全</p>	<p>① これまでも地元への事前説明等は行ってきましたが、今後は県が実施している事業着手準備制度などを参考に、事業実施前に地元関係者からの同意を得て事業を実施するよう改善してまいります。</p> <p>② 今回の災害においては、被災件数が多かったため、市内業者だけでなく市外業者への発注をせざるを得ない状況でありましたが、原則は市内業者への発注を心がけております。</p> <p>③ 災害による被害を防ぐためには、ハード対策だけでなくソフト対策も必要でありますので、出水期前には広報誌などでの啓発はもとより、各種講座を通じ、防災知識向上を図っております。</p> <p>また本年は、最大浸水想定に対応した洪水ハザードマップを作成しており、今後全戸配布を予定しておりますので、これらを活用しながら事前の避難行動をとってもらうよう周知を図ります。</p> <p>更に市内のパトロールなどを通じて、危険個所の把握に努</p>

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>性の向上を踏まえた道路、河川等の整備を進められた い。</p>	<p>め、今後の整備に活かしていきたいと考えております。</p>

令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

建設管理課

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 市内パトロールを月3回実施し、また市民等からの通報により、道路河川等の不具合に対応している。特に、幹線道路等の交通量が多い道路や生活道路は重点的にチェックを行い、事故に繋がらないよう対応されたい。また、将来的にAIを使った点検業務を検討されたらどうかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールに加え、実質的には他現場に外出した際等、日常的に意識し、市民生活に影響しないように職員全員で取り組んでいる。 ・また、関係する警察（公安）、県土木事務所（国道、県道）とも連携し、速やかに各道路管理者が対応出来るように連絡体制を整備している。 ・将来的には、予算や職員減少に対応し、先進技術であるAI等の活用を検討していく。現時点でもMCI（路面性状調査）という機器を用いて、統一的な点検基準、効率的・効果的な点検方法を採用している。
<p>② 牧之原市営住宅管理条例の一部改正により入居要件を緩和した結果、新たに入居者が増えた実績があった。住宅使用料の滞納金額は過去5年間で半分以下に減っている。知恵と工夫による前向きな検討で入居率向上対策や債権回収対策等の効果があり、大変評価できる。今後、更に人口減少が進む中で、公共施設マネジメントの観点を鑑みれば、将来的には市営住宅の数を減らしていくことも検討する必要があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居率向上については、入居要件緩和により効果があったため、引き続き社会情勢を見ながら、条例改正等にて柔軟に対応していきたい。 ・また、市営住宅の管理棟数・戸数については、今後長寿命化計画の見直しを考慮しており、その中で、建物の耐用年数、入居状況等を加味し、効率的な管理をしていく方針である。 ・現時点でも取り組みを始めており、耐用年数が大幅に超過し、耐震性を確保することが困難な木造住宅については、退去等により居住が

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>③ 小規模土地改良事業補助金及び道路改良等整備事業費補助金は、地元で困っていることを自主施工することで地元の結束が高まる意義のある事業であり、市にとっても有益な事業である。補助金交付にあたり、限られた予算の中で地域のバランスを考えた分配に努め、不公平感がないよう注意されたい。</p> <p>④ 近年、全国的には高齢者ドライバーの事故が増加している。今後、高齢者の目線に合った道路整備が求められるのではないかと思う。交通安全の担当課とも横断的に連携し検討していただきたい。</p>	<p>解消された場合、牧之原市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止を行い市営住宅の管理戸数を減少できるよう実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税を使用するにあたり、常に平等・公平な審査を実行している。告知方法は、年度末・年度初めの自治会行政連絡会にて区長に制度の紹介・募集をしている。また、審査方法としては、総務建設委員会において、現地視察や行政側の審査状況を説明して査定をし、補助を決定している。 ・今後も、地域が必要としている事業について、活用しやすい制度を検討し、出来る限り支援をしていきたい。 ・高齢者をはじめ、未就学児も含め、市民全体が安全安心な道路でなければならないと考えている。 ・今後自動車業界も、自動化運転の流れがあり、ラインを認知しながら走行すると聞いている。それに対応した舗装、ライン等の道路整備をしていきます。 ・なお、建設部で進めるハード対策と合わせ、交通安全担当課（総務部防災課）で進めるソフト対策（交通安全教育、免許返納等）、あらゆる措置を講じていきたいと考えている。

令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

新拠点整備室

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 東名高速道路相良牧之原 I C 北側開発事業は、ゼロからのスタートであり様々な困難を克服してきた。1 月末に土地区画整理準備組合と市、そして事業パートナーである大和ハウス工業の三者で（仮称）牧之原市 I C 北側土地区画整理事業に関する業務協定を締結する予定となったことは、高く評価できる。今後も、業務代行予定者との信頼関係を保ち、強い気持ちを持って計画を進めていただきたい。</p> <p>また、市民が、高台開発によって大きく市の未来が変わっていくと期待が持てるよう、夢のある先進的なまちづくりに繋がりたい。</p>	<p>1 月 31 日に牧之原市 I C 北側土地区画整理準備組合、大和ハウス工業株式会社、市の三者による「(仮称) 牧之原市 I C 北側土地区画整理事業に関する業務協定」を締結し、準備組合が土地区画整理組合を設立して土地区画整理事業を施行するため、三者が協力すること、準備組合は必要な測量や調査、設計等を大和ハウス工業に委託すること、大和ハウス工業は一括業務代行予定者として事業の推進全般の役割を担うこと、市は円滑に組合が設立できるよう援助することなどを決めました。</p> <p>今後、準備組合が実施する土地区画整理事業によって整備される道路、調整池、公園などの公共施設に関する調査、測量、設計等について補助金を交付するなど、来年 3 月の土地区画整理事業の認可取得及び土地区画整理組合の設立を支援してまいります。</p>

令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

都市計画課

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 随意契約によって長期間同じ業者に発注する 경우가あ るが、継続された業務の執行について引き続き適正に 行うよう、年度ごとの費用対効果の検証と随意契約理 由の明確化に注意されたい。 また、災害等で応急的に随意契約をする時、やむを 得ず市外業者に委託する場合には明確に理由が説明で きるよう注意されたい。</p> <p>② 特定空き家または潜在的なものを含むと件数がかなり 増加していると思われる。難しい課題ではあるが、放 置された空き家は危険な場合があるので、問題意識を 持って地域と連携しながら対策を検討していただきた い。</p> <p>③ 資料8「各課等の課題と今後の重要施策について」の 中で、昨年度と同じ内容が記載され動きがない事業が いくつか見られた。目的や方向性をしっかり定めた事 業の検討が必要である。</p>	<p>① シルバー人材センター等に委託する公園管理業務につい ては、年度ごと業務の打合せを行い、適正な事業執行を 行います。浄化槽清掃点検等については、資格条件によ るところもありますが適正な事業執行となるよう留意し ます。また、災害復旧等に係る随意契約の執行につい ては、原則市内業者を選定することとし、資格や技術的適 正など明確な理由がある場合に市外業者を検討すること とします。</p> <p>② 空き家については、現状を把握するため、令和2年度に 自治会の協力を得て調査を実施したいと考えておりま す。この際に、地域と連携を取り、問題の低減や対策に つなげていくこととします。</p> <p>③ 施策として残っているものについて、安易に記載してお りました。年度ごと、課題の状況や施策の進捗などを確 認し、当該年度に特に留意すべきことを見極めること とします。</p>

令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

建築整備室

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 専門的な知識をもつ職員らが複数人で、各自が担当する現場について情報共有し検討することで、各事業の経費削減に繋げることができ、新設の室として業務の成果が上がっているようである。市施設の建築整備工事について、その施設の目的や管理運営方法をしっかり踏まえ品質と技術の向上、効果的効率的な設計・工事に繋げるよう、横断的に原課と連携できる室の体制づくりを進めていただきたい。</p> <p>また、今後も知識の習得、スキルアップに努めていただきたい。</p>	<p>県下市町が参加している「静岡県公共建築推進協議会」など公共建築に係る制度の説明会や研修会等技術的な情報提供の機会に積極的に参加し、かつ共有化を図るとともに、利用者ファーストの精神で、原課と計画段階から密に連携をとりながら、事業の目的達成に取り組んでまいります。</p> <p>「公共施設マネジメント」の計画的な推進のため、建築士等の技術的専門性を持ち合わせた職員の配置が継続的に必要であるため、技術職員の登用を含め、体制の構築を進めてまいります。</p>

令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

水道課

令和元年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>① 今後も施設更新計画に沿って多数の水道工事を実施していくが、財源となる補助金について、採択基準が厳しく該当する工事が少ないとのこと。例えば津波対策に関する建設工事では多額の補助金を申請しているが、水道は何よりも大事なライフラインであるため、その対策に絡めて国・県に対し補助対象を広げてもらうよう要望していく努力も必要である。また、その他該当する補助金要綱を探して、事業に充てていく努力もされたい。</p>	<p>①国・県への補助要綱などの見直しについて、日本水道協会や市町村会などを通じて採択基準の緩和措置を要望していきたい。</p> <p>また、施設更新にあたり利用できる交付金・補助金などがあるか静岡県や日本水道協会への情報収集に努めていきたい。</p>